

令和元年第4回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和元年7月10日(水)

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開 会 令和元年7月10日 午前10時00分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	5番 松野 智子
	6番	濱崎 伸二	7番	嶋田 正忠	8番 大淵 一弘
	9番	島川 俊昭	10番	石井 博俊	

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	楠田 源志	池上 春男		
六栄区域	池上 章	徳永 章	城戸 政治	
長洲・清里区域	坂井 隆浩	磯川 伸哉		

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域 中村 建治

8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋  
農業委員会事務局 書記 木原 弘智

9. 提 出 議 案

報告第4号	農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届け出について
議案第9号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第10号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第11号	農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第12号	荒廃農地の非農地判断について
	その他

事務局

起立。礼。着席。

それでは、ただいまから、令和元年度第4回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。

濱北会長

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いします。

改めまして、おはようございます。今年の梅雨は、熊本の南部は雨が降りましたが、熊本の北部はあまり大雨にならない程度で、よか雨ではなかったかなと思っております。もう田植えも終わり、それから、ミニトマトも終わり、ちょっと一息入れたらいいかなと思います。

梅雨明けはもう少し先になるかと思いますが、今からいよいよ夏本番で暑くなります。体を十分管理していただいて頑張ってくださいと思います。

事務局

今日は第4回の定例会でございます。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、本日の欠席委員を御報告いたします。今回は欠席がございませんので、本日の出席委員は10名中10名、定足数に達しておりますので総会は成立することを御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき会長が会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いいたします。

濱北会長

それでは、早速、議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届け出について」、議案第9号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第11号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、議案第12号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、2番増岡委員、3番土山委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。1ページです。

報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届け出について」を議題といたします。

事務局

事務局より説明を求めます。

それでは、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届け出がありましたので、次のとおり報告いたします。

受付番号は1番となります。

届出人、届出地の所在、地番、地目、地積、内容等については議案書に記載のとおりでございます。

濱北会長

以上で、報告第4号の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

—ありません— の声有—

濱北会長

ありがとうございます。ないようですので、報告第4号はこれをもって終わります。

次に進みます。2ページです。

議案第9号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をしてください。

事務局

それでは、議案第9号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。今回2件上がっております。

議案書の2ページ、まず受付番号4番からになります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、議案書4ページ、5ページに字図等を載せております。場所は長洲駅の西側になります。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の1、2ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、贈与による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積2,564㎡、農作業歴50年の経験があり、家族二人で作業を行っておられます。申請地には水稻の作付を予定しており、今後も全ての農地を利用するというところでございます。

機械の所有状況ですが、トラクター及び耕運機を1台所有されており、田植え、稲刈り等は委託をされておられるという状況です。

通作距離におきましては、自宅から車で10分程度ということです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、申請地周辺は住宅のため住宅や住民等に迷惑をかけないように作業をし、農薬等の使用方法については十分に注意をして耕作を行うということです。また、農業の維持・発展に関する話し合いや活動へ参加、地域での取り組みについては遵守・協力をするということです。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は3,919㎡となり、下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号4番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足説明を6番の濱崎委員にお願いいたします。

濱崎委員

6番、濱崎です。

今も田んぼとして利用しており、問題ないかと思えます。

あと、現況写真のほうを見てもらうと、あぜをとってあって、筆を一つにしてあるみたいです。ここは問題ないかと思えます。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の磯川推進委員に御意見を伺います。

磯川推進委員

推進委員の磯川です。

濱北会長

ここは前から譲受人の方がつくられていたところで、今年もつくってあって何ら問題ないと思います。審議のほど、よろしくお願いします。

ありがとうございました。今、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

—ありません の声有—

濱北会長

ありがとうございます。

それでは、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号4番は原案どおり決定いたします。

事務局

次に進みます。受付番号5番です。事務局より説明をお願いします。

それでは、また2ページに戻りまして、下の受付番号5番となります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、議案書6、7ページに字図等を載せております。清里小学校北側になります。

申請内容、許可基準等について御説明いたします。説明資料の3ページ、4ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、荒尾市で経営面積1万6,686㎡、農作業歴6年の経験があり、家族二人で作業を行っているということです。申請地にはオクラ、オリーブの作付を予定しており、今後も全ての農地を利用するというところでございます。

機械の所有状況でございますが、トラクターを3台所有されておられます。

通作距離においては、自宅から車で15分程度ということでございます。

地域との調和要件、役割分担につきましては、申請地周辺は住宅がありますが、防風ネットを張り農薬飛散を防ぐとともに、農薬使用には地域の基準に従い十分に注意をするということです。また、地域の農家の方と協力し、除草作業等の管理に努め、地域の農業の発展に協力するということです。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後が1万7,635㎡でありますので、下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号5番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員3番の土山委員をお願いいたします。

土山委員

3番の土山です。

実際は畑で家庭菜園をしていたということで、ここは段違いでもありません。同じ高さの畑です。何ら問題はないと思います。審議のほど、よろしくお願いします。

濱北会長	ありがとうございました。
坂井推進委員	続きます、担当推進委員の坂井推進委員に御意見を伺います。 現況を確認してまいりました。先ほどのお話のとおりでございます。 写真のとおり、かなり草が生え始めてきていますので、早い段階でこう いった譲受人の方が使ってきれいになるというのは非常にいいと思いま す。 以上です。
濱北会長	ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明 がありました。この件について何か質問等はございますか。 —ありません— の声有—
濱北会長	なければ、賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。 —賛成者挙手—
濱北会長	ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号5番につい ては原案どおり決定いたします。 次に進みます。8ページです。 議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を 議題といたします。事務局より説明をしてください。
事務局	それでは、議案第10号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に ついて、次のとおり提出いたします。 議案書は8ページ、受付番号は2番となります。 申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書 に記載のとおりです。 申請地につきましては、10ページ、11ページに字図等を載せています。 場所は長洲中学校東側となります。 許可基準等について御説明いたします。説明資料の5ページ、6ペー ジをあわせてごらんください。 申請理由につきましては、宅地分譲地建設のため、売買による所有権 移転となっております。 申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途 地域であるため、第三種農地と判断しており、原則許可となります。 資力につきましては、金融機関からの融資予定証明と手付金領収証に よる合計金額が事業費を超過するため、適当と判断しております。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業 計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和元年9月1日より着 工予定、令和2年5月31日完成予定であり、適当と判断しております。 計画面積の妥当性につきましては、3区画の宅地分譲地建設が予定さ れておりまして、各区画の面積が非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下 回るため、適当と判断しております。 転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。 周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地は公道

と地盤差がないため、切盛工事をせず区画割りのコンクリートブロックと上下水道工事を行えば利用できるということで、造成工事に係る土砂流出はないということです。また、建物は一般住宅で境界からも建築基準法で定められている以上に離されるため、通風等による影響もないということでございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水については町下水道、雨水については道路側溝へ放流ということが計画されています。

以上、受付番号2番の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員の6番濱崎委員にお願いいたします。

濱崎委員 6番、濱崎です。

土も盛ってあって、畑として利用している感じのところでした。周りには田んぼでしたけれども、第三種農地ということで、問題はないかと思えます。審議をお願いします。

濱北会長 ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の磯川推進委員に意見を伺います。

磯川推進委員 推進委員の磯川です。

今の説明のとおり、申請地は第三種農地で、原則許可ということで支障はないんですけど、南西方向ですかね、そこを宅地造成されていたんですが、公衆用道路を大きくとってあったんですね。造成されたときに、こういう公衆用道路のとり方もあるんですかね。宅地と宅地の間に持ってきて。こういうサイズでとってもらおうと道路の便利がいいのかなと思うんですけど。

以上です。

濱北会長 ありがとうございます。今、三者の説明がございました。この件について質問等はございますか。

—ありません— の声有—

濱北会長 なければ、受付番号2番について賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号2番については原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。12ページです。

議案第11号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第11号、農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、13ページが総括表となっております。2019年の期間ごとの総括になります。

	<p>次の14ページが今回の借り手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして、今後の経営面積となります。詳細につきましては15ページになります。賃借権が3件4筆、3,758㎡となっております。</p> <p>以上、議案第11号の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。</p> <p>—ありません の声有—</p>
濱北会長	<p>なければ、農業委員の方の賛成の挙手をお願いします。</p> <p>—賛成者挙手—</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第11号は原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に進みます。16ページです。これが最後です。</p>
事務局	<p>議案第12号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第12号、荒廃農地の非農地判断について決定を求めるものです。</p> <p>昨年度から非農地化の判断につきましては、できるところからということを進めさせていただいております。今回この議案第12号において、この地域を挙げさせていただいているものでございます。</p> <p>対象地、所有者、登記地目、現況地目、地積については議案書に記載しております。</p> <p>対象地は5件です。13筆の1万7,449㎡になります。</p> <p>場所ですが、位置としましては長洲町と玉名市の境になります。</p> <p>荒廃農地の非農地判断につきましては、農地利用状況調査の結果でB分類として判断された農地に対して非農地通知書を発行するため、御判断をいただくものでございます。</p> <p>なお、備考欄にこれまでの結果を載せております。</p> <p>今回の対象地につきましては、事前に所有者に対して非農地判断についての意向確認を行って、同意をいただいた土地になります。非農地判断を行った際には、対象地を農地法第2条第1項の農地として該当しないこととなります。</p> <p>なお、参考資料7ページに対象地の位置図、それと、8ページ以降にそれぞれの航空写真等を載せております。ごらんとおり、現況としては、ほぼ山林に近い形になると思います。これもあわせて御確認いただければと思います。</p> <p>以上、議案第12号の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。</p> <p>—ありません の声有—</p>
濱北会長	<p>なければ、農業委員の方の挙手をお願いします。</p>

濱北会長

—賛成者挙手—

ありがとうございました。全員賛成です。議案第12号は原案どおり決定いたしました。

以上で本日の提出議案は全て終わりました。委員、推進委員の皆さんから、その他の件について意見はございませんか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、事務局のほうから連絡事項等をお願いします。

(その他事務局説明)

1. 地域農業活性化セミナーについて
2. 農地相談会の開催について
3. 定例会の日程について
4. 農地利用推進大会について
5. 農地等の利用最適化推進会議と活動日誌について
6. 長洲町農業委員会先進地視察研修の日程について

濱北会長

それでは、これをもちまして令和元年度第4回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局

起立。礼。

閉会 (終了 午前10時51分)



以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印